

るよし、不實利口を申たりけるを、僧正かへりき、給て、いきどほりて、起請文を書て、三塔に披露せられけり、其詞に云、

若謂令破戒無慙之僧住持天台座主者、恐貽狐疑於先賢、方致狼藉於後輩者歟、因茲今對三寶披陳此事、

持律の人に、そら事を申付たるむくいとて、くるひありきけるとぞ、起請の。おこりこれなり。  
〔徒然草下〕比叡山に、大師勸請の起請といふ事は、慈惠僧正書始給ひけるなり、起請文といふ事、法曹にはそのさたなしにしへの聖代、すべて起請文につきて行はる、政はなきを、近代此事流布したる也、又法令には、水火に穢をたてず、入物にはけがれあるべし。

## 起請文制度

〔御成敗式目追加〕一諸人相論事

右證文顯然之時者、不及子細、若證文不分明者、可致叙用證人申狀也、又證文顯然之時者、證人申狀不能叙用歟、又證文與證人共以不分明者、可及起請文歟、證文證人顯然之時者、不及起請文也、

〔新御式目〕政務事正應六五廿五一本作七評

任先例可被召評定引付衆并奉行人等起請文、且不可取賄賂之由、可被召奉行人誓狀於無足之輩者、可有御恩至廉直之仁、可致賞覩歟、

〔殿中申次記〕定申次御法條々

一依歡樂不參之時者、兼日以誓文狀可被申之、○略

正月朔日 長祿二戊寅 御對面記

〔憲教類典三ノ十四〕慶安五壬辰年

御供番之時、御番衆煩之節、組頭江斷狀、

一筆致啓上候、私義明日之御供番ニ可罷出候得共、何煩ニ而日木之神、御供番可相勤體ニ無御座